

長崎県社会福祉施設整備事業の適正化に関する要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、長崎県内における社会福祉施設（中核市が所管するものを除く。）の施設・設備整備事業の適正な執行を図るため、社会福祉法人及び医療法人等（以下「法人」という。）の経理規定に定められているもののほか、契約の手続きに関して必要な事項を定めるものとする。
- 2 法人が県の補助金交付を受けて行う施設・設備整備事業については、この要綱の規定によることを交付の条件とする。なお、この要綱に規定がないものについても、補助の主旨に沿って適正に行うこととする。

(入札の公告及び指名・見積通知)

- 第2条 理事長又はその委任を受けた者（以下「契約担当者」という。）は、入札者が工事費を見積るために必要な期間を確保するため、入札公告または入札（見積）執行通知については、随意契約の場合は契約を締結する日、一般競争入札、指名競争入札の場合は入札日からみて、次に掲げる日までに行うものとする。
- ただし、やむを得ない事情があるときは、第二号及び第三号の期間は、五日以内に限り短縮することができる。

- 一 工事1件の予定価格が5百万円に満たない工事は、1日以前
- 二 工事1件の予定価格が5百万円以上5千万円に満たない工事は、10日以前
- 三 工事1件の予定価格が5千万円以上の工事は、15日以前

- 2 指名競争入札参加者の指名通知は、入札執行通知書（様式第1号）により行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、予定価格が別表に掲げる区分に応じ同表右欄に定める額を超えない場合は、随意契約によることができる。
- 4 随意契約によるうとするときは、3人以上の者の見積書を徴しなければならない。
- ただし、予定価格が、契約の種類に応じて下記の金額を超えない場合は2人以上の者の見積書をもって、30万円を超えない場合は1人の者の見積書をもって代えることができる。

- ・工事又は製造の請負：250万円
- ・食料品・物品等の買入れ：160万円
- ・上記に掲げるもの以外：100万円

- 5 随意契約による場合の見積参加者への見積の通知は、見積執行通知書（様式第2号）により行うものとする。

(入札事項の閲覧)

- 第3条 契約担当者は、一般競争入札公告、指名競争入札参加通知及び見積執行通知を行う

際は、入札（見積）参加者が工事費を見積るために必要な工事内容、工期、その他 必要な事項を記載した書面を準備し入札（見積）参加者の閲覧に供するほか、必要により現場説明を行うものとする。

（入札参加者及び入札参加者指名）

第4条 一般競争入札参加資格の決定及び指名競争入札参加者指名の決定は、理事会の決議によるか、又は選定委員会等を設置して行うものとする。

2 契約担当者は、指名競争入札参加者の指名にあたっては、あらかじめ入札（見積）参加候補者名簿（様式第3号）を県に提出しなければならない。

3 県は、前項による届出があったときは、入札（見積）参加候補者等が建設業等の許可を受けた者であるか、経営事項の審査を受けているか、入札参加資格要件を満たしているか、また、県工事についての指名停止中の者でないか等を調査して、契約担当者に必要な助言を行うものとする。

4 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、予定価格が250万円を超えないものにあつては5人以上、250万以上1,000万円を超えないものにあつては7人以上、1,000万円以上のものにあつては10人以上の入札参加者を指名しなければならない。

（予定価格）

第5条 契約担当者は、競争入札によるときは、予定価格を記載した予定価格調書（様式第4号）を作成して封書にし、開札の際、これを開札の場所に置かなければならない。

2 前項の予定価格は、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（平成29年3月29日雇児総発0329第1号、社援基発0329第1号、障企発0329第1号、老高発0329第3号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局高齢者支援課長通知）」の1（5）に基づき、設計価格から著しく低くならない範囲で設定するものとする。

3 競争入札に付する工事については、最低制限価格を設けるものとし、設計価格（税抜き。以下同じ。）の90%の額（1,000円未満の額は切り捨てる。）とし、予定価格調書に併記しなければならない。

ただし、設備整備については、最低制限価格を設けないものとする。

4 契約担当者は、予定価格が他人に漏れないようにしなければならない。

（入札の方法）

第6条 契約担当者は、入札の際には監事、複数の理事（理事長を除く。）、評議員を立ち会わせるとともに、地元市町の職員の立ち会いを求めるものとする。

2 契約担当者は自ら入札の執行を行うものとする。

ただし、やむを得ない事情であると県が認める場合は、入札責任者を指名して行わせるものとする。

3 入札は、入札（見積）書（様式第5号）及び入札（見積）用封筒（様式第6号）を使用してしなければならない。

- 4 代理人が入札する場合は、入札前に委任状(様式第7号)を提出させなければならない。
- 5 開札は、入札の場所において、入札終了後直ちに、入札者を立ち合わせて行わなければならない。
- 6 各人の入札のうち予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申し込んだ者を落札者とする。
- 7 1回目の入札で落札者がいない場合は、3回まで入札を行うことができる。
- 8 3回目の入札でも落札者がいないときは、最低の価格をもって申し込んだ者が、1回に限り見積書を提出することができる。
ただし、最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格以上で、かつ、最低の価格をもって申し込んだ者とする。
- 9 前項の見積価格が予定価格の範囲内であれば随意契約を行うことができる。
ただし、最低制限価格を設けた場合にあっては、見積価格が予定価格の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格であれば随意契約を行うことができる。
- 10 契約担当者又は入札責任者は、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

(無効入札)

第7条 次に掲げる場合は、その入札は無効とする。

- 一 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- 二 入札者が法令の規定又は契約担当者の定めた入札条件に違反したとき。
- 三 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- 四 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- 五 入札者が連合して入札したとき。
- 六 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- 七 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- 八 入札書に記名押印がないとき、その他必要な事項を確認できないとき。
- 九 入札者が契約担当者の定めた入札条件に違反したとき。
- 十 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(入札結果)

第8条 契約担当者は、入札後直ちに入札結果を入札(見積)結果表(様式第8号)により、立会人全員の署名を得て県に報告するとともに、法人の事務所内で一般の閲覧に供さなければならない。

- 2 県は前項の報告を受けたときは、所管課において一般の閲覧に供するものとする。

(契約の締結)

第9条 契約担当者は、落札者が決定したときは、7日以内に契約を締結しなければならない。

- 2 契約の締結は、契約書に契約の相手方とともに記名押印して行わなければならない。
- 3 契約担当者は、契約を締結したときは直ちに契約書の写しを県に提出しなければならない。

(一括下請の禁止)

第10条 施設・設備整備工事の第三者への一括下請契約は、これを一切禁止する。

2 前項の規定に違反した場合、県補助金の交付対象としないものとする。

(一部下請の確認)

第11条 施設・設備整備工事の一部を下請負業者が行う場合は、契約担当者は、その業者の商号又は名称その他必要な事項を確認し、県に下請負人報告書(様式第9号)を提出しなければならない。

(現地調査)

第12条 県は、施設・設備整備事業が当初計画に従って進行しているか否かの実情を確認するため、建設工事の中間点及び工事完了時点において必要により現地調査を行うものとする。その際、所管課は技術的事項の調査については、営繕課の建築技術職の職員との連携のもとに行うものとする。

2 契約担当者は、県が現地調査を行うときは自ら立ち会うとともに、工事監理者及び請負業者を立ち合わせなければならない。

(報告)

第13条 法人は工事費等の支払状況及び進捗状況を毎月5日までに社会福祉施設整備費支出状況及び進捗状況報告書(様式第10号)により県へ報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 9年11月 1日から適用する。

この要綱は、平成11年 4月 1日から適用する。

この要綱は、平成13年 2月 1日から適用する。

この要綱は、平成21年 4月 1日から適用する。

この要綱は、平成21年12月 1日から適用する。

この要綱は、平成23年 4月 1日から適用する。

この要綱は、平成25年 4月 1日から適用する。

この要綱は、平成30年 6月 1日から適用する。

別表(第2条関係)

区分	金額
会計監査を受けない法人	1,000万円
会計監査を受ける法人 会計監査人設置法人及び会計監査人を 設置せずに公認会計士又は監査法人に よる監査を受ける法人	法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定 (上限額) ・建築工事: 20億円 ・建築技術・サービス: 2億円 ・物品等: 3,000万円

(様式第2号)

見 積 執 行 通 知 書

年 月 日

様

(住 所)

(法人名)

(契約担当者職氏名)

印

工事の見積を行いますので下記事項を留意のうえお集まり下さい。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所 市(郡) 町(村) 地内
- 3 工 事 日 数 日 間
- 4 現場説明の日時場所 月 日 時 分 内
- 5 入札執行の日時場所 月 日 時 分 内
- 6 代理見積の場合は、本人の委任状を提出すること。
- 7 見積書及び見積用封筒は、長崎県社会福祉施設整備事業の適正化に関する要綱に定める様式によること。
- 8 入札は、消費税を含まない金額で行うこと。

予 定 価 格 調 書

工 事 名			
工 事 場 所	市(郡)	町(村)	地内
予 定 価 格	消費税を含む価格		円
	消費税を除く価格 (入札・見積書比較価格)		円
最低制限価格 (見積の場合を除く)	消費税を含む価格		円
	消費税を除く価格 (入札・見積書比較価格)		円
上記のとおり定める。 年 月 日 (法 人 名) (契約担当者職氏名) 印			

入札（見積）書

年 月 日

様

入札（見積）者 住 所

氏 名

印

（代理人による入札（見積）の場合は）代理人

印

下記工事を請け負いたいのので、下記金額をもって入札（見積）します。

記

¥

- 1 工 事 名
- 2 工事場所 市（郡） 町（村） 地内
- 3 工事日数 日 間
- 4 入札（見積）条件 入札（見積）執行通知書に記載しているところによる。

- 備考
- 1 入札は、消費税を含まない金額で行うこと。
 - 2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又はまつ消することはできない。

(様式第6号)

入札(見積)用封筒

工事名

入札(見積)書

氏名



(様式第7号)

委任状

年 月 日

契約担当者名

様

委任者所在地

商号及び名称

代表者名

印

今般下記の者を代理人として定め、次の権限を委任いたします。

氏 名

印 (注)

委任事項)

1 入札 (見積) 名

の入札及び見積に関する一切の権限

(注) 代理人の印鑑は、必ず入札 (見積) 書に使用する印鑑と同一のものとする。

入札（見積）結果表

（様式第8号）

法人名 _____
 工事名 _____
 工事場所 _____
 入札（見積）執行日 _____年 _____月 _____日 _____時 _____分

商号又は名称	所在地	代表者	第1回	第2回	第3回	結果

入札結果は、上記のとおりです。
 _____年 _____月 _____日

法人名 _____
 契約担当者 職氏名 _____ 印
 立会者 職氏名 _____ 印
 職氏名 _____ 印
 職氏名 _____ 印

原本と相違ないことを証明する。

_____平成 _____年 _____月 _____日

（様式第4号）予定価格調書の写しを添付すること。

契約担当者職氏名



(様式第9号)

下 請 負 人 報 告 書

年 月 日

様

法人名
契約担当者 職氏名 印

下記のとおり契約業者が下請人を決定したので、報告します。

記

工事名

工事場所 市(郡) 町(村) 地内

契約業者

契約業者の商号 又は名称	
契約業者の住所	県 市(郡) 町(村)
契約工事の内容	

下請負人 1

下請負人の商号 又は名称	
下請負人の住所	県 市(郡) 町(村)
下請工事の内容	

下請負人 2

下請負人の商号 又は名称	
下請負人の住所	県 市(郡) 町(村)
下請工事の内容	

備考 1 一括下請は、長崎県社会福祉施設整備事業の適正化に関する要綱第10条により、禁止されているので注意すること。

2 下請負い人が2者以上となる場合は、別途用紙を継ぎ足して報告すること。

平成 年度 社会福祉施設整備費支出状況及び進捗状況報告書

様式10号

(平成 年 月 日現在)

事業主体名

代表者

	施設名	工事区分	内示日 年 月 日
	契約者名	進捗率 %	契約日 年 月 日
支出日	設計管理分 契約額 円	施設整備分 契約額 円	設備整備分 契約額 円
/	円	円	円
/	(円)	(円)	(円)
/	円	円	円
/	(円)	(円)	(円)
/	円	円	円
/	(円)	(円)	(円)
/	円	円	円
/	(円)	(円)	(円)
/	円	円	円
/	(円)	(円)	(円)

注:()内は各契約分の累計を記入すること。また支出後3日以内に提出すること。